

平成 28 年 3 月 24 日

各 位

外国投資法人名	iシェアーズ III パブリック・リミテッド・カンパニー
代表者名	ディレクター バリー・オドワイアー
管理会社名	ブラックロック・アセット・マネジメント・ アイルランド・リミテッド (管理会社コード 13614)
代表者名	ディレクター バリー・オドワイアー
問合せ先	(代理人) 西村あさひ法律事務所 弁護士 濃川 耕平 (TEL. 03-6250-6200)

iシェアーズ 新興国債券ETF (バークレイズLocal EM国債コア) (銘柄コード 1362)
に関する議決権行使結果についてのお知らせ

当社は、iシェアーズ 米国ハイイールド債券ETF (iBoxxドル建てLHYC) および、iシェアーズ 米国債ETF (バークレイズ米 10 年国債) (以下「本ETF-JDR」といいます。) の議決権行使結果につき以下の通りお知らせします。

記

本ETF-JDRの受託有価証券となる外国ETFをサブファンドに持つ、iシェアーズ III パブリック・リミテッド・カンパニー (以下「本投資法人」といいます。) の投資証券決済方式改善案にかかるスキーム・ミーティングおよび臨時投資主総会 (以下併せて「本総会等」といいます。) が、2016 年 3 月 23 日の各々午前 10 時 40 分および午前 10 時 50 分より、アイルランド共和国、ダブリン 4、ボールズブリッジ、ボールズブリッジ・パーク 2、1 階、ブラックロック (BlackRock, 1st Floor, 2 Ballsbridge Park, Ballsbridge, Dublin 4, Ireland) にて開催され、本総会等の招集通知におけるすべての議案が可決されました。

上記議案の可決に続き、投資証券決済方式改善案の導入にあたっては、アイルランド高等法院の認可と、当該認可にかかる当該高等法院の命令の発令、ならびに本投資法人の投資証券登録機関に当該命令が送達されることが条件となります。これらの条件が満たされることが必要ですが、本投資法人の取締役は本投資証券決済方式改善案の実施にかかる発効日を、2016 年 5 月から 9 月までの間のいずれかの日となるものとみています。

項目	想定される時点（変更されることがあります）
投資証券決済方式改善案をアイルランド高等法院が承認したか否か、および実施にかかる発効日の公表	2016年5月まで、またはすべてのアイルランド高等法院の審理が実施された後
投資証券決済方式改善案の発効日	高等法院の定める2016年5月から9月までのいずれかの日。本発効日はアイルランド高等法院の命令が発令されてから21日以内に公表される見込みです。

以上